

# 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与サービス契約書

この契約書は、\_\_\_\_\_様（以下「利用者」とします）と福祉用具販売・レンタルコスモスネット（以下「事業者」とします）との間に福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与サービス（以下「福祉用具貸与サービス」とします）を実施するための取り決めを行うために作成します。

## （契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法及びその他の関係法令並びにこの契約書に従い、利用者が可能な限り居宅において、その心身の状態や有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、福祉用具貸与サービスを提供します。

## （契約期間）

第2条 この契約の契約期間は次の通りとします。

契約の開始日 令和 年 月 日

契約の満了日 利用者の要介護（又は要支援）認定の有効期間の満了日  
(令和 年 月 日)

2 契約の満了日までに、利用者から契約を終わらせようとする申し出がない場合、契約は自動的に更新されます。

## （利用者負担金及びその滞納等）

第3条 この契約に関わる利用者負担金は、重要事項説明書の通りです。

- 2 利用者が正当な理由なく、事業者に支払うべき利用者負担金を2ヵ月分以上滞納したときは、事業者は1ヵ月以上の猶予期間を置いた上で支払いの期限を定め、この期限までに利用者が利用者負担金を支払わない場合は、契約を解約する旨通告することができます。
- 3 第2項に定める通告を行った場合、事業者は居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者又は地域包括支援センター等へその旨を連絡します。
- 4 事業者は、調整の努力を行い、かつ調整の期間（通告から1ヵ月）を経過した場合、この契約を文書により解約することができます。

## （利用者負担金の納入）

第4条 利用者は前条に定める利用者負担金について、福祉用具貸与サービスを利用した月ごとにまとめ、契約時に取り決めた方法により納入することとします。

## （利用者の解約権）

第5条 利用者は、事前に申し出ることにより、いつでもこの契約を解約することができます。

2 福祉用具貸与サービスの提供にあたり、事業者の著しい不信行為があった場合は、前項の規定にかかわらず予告期間を設けることなく、契約を解約することができます。

## （事業者の解約権）

第6条 事業者は、次の場合に限り、契約を解約することができます。

- (1) 利用者の著しい不信行為がある等の理由により、契約を継続することが困難になった場合。
- (2) 第3条第4項に該当する場合。
- (3) 利用者が事業者の事業の実施区域外に転居し、事業者において福祉用具貸与サービスの提供の継続が困難であると見込まれる場合。

2 事業者は、契約を解約する場合にあっても、その理由を文書により利用者に示すこととします。この場合、事業者は居宅サービス契約を作成した居宅介護支援事業者又は地域包括支援センター等へその旨を連絡します。

## （契約の終了）

第7条 この契約は、次のいずれかに該当する場合、終了します。

- (1) 利用者から第2条第2項に定める契約を終了させようとする意思表示があり、契約期間が満了した場合。
- (2) 第5条に定める利用者からの解約の意思表示がなされ、予告期間を満了した場合。
- (3) 第6条に定める事業者の解約の意思表示がなされた場合。
- (4) 次のいずれかに該当することにより、福祉用具貸与サービスを提供することができなくなった場合。  
①利用者が要介護認定又は要支援認定を受けることができないとき。

- ②車いす・車いす付属品、特殊寝台・特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトの利用者が要支援1又は2若しくは要介護1の認定を受け、かつ別に厚生労働大臣が定める者に該当しない場合。
- ③利用者が介護保険施設に入所したとき。
- ④利用者が特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護（短期利用共同生活介護費を算定する場合を除く）若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けることになったとき。
- ⑤利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けることになったとき。
- ⑥利用者が死亡したとき。

## （安全確保と損害賠償）

第8条 事業者は、福祉用具貸与サービスの実施にあたり、利用者の生命・身体・財産等の安全確保に最大限の配慮をします。

- 2 事業者は、福祉用具貸与サービスの実施にあたり、利用者の生命・身体・財産等の損失が発生した場合は、利用者が発生した費用を負担することとします。
- 3 事業者は、利用者の生命・身体・財産等に損害を与えた場合は、直ちにその原因、対応等の概況を記載した文書を利用者又は利用者の家族に交付し、併せて状況を十分説明致します。
- 4 貸与商品の使用方法及び使用上の注意事項等に反した使用又は盗難、事故、火災、その他天災等により、貸与商品に故障・破損・汚損が発生した場合には、利用者が修理代金相当額を負担することとします。
- 5 貸与商品の使用方法及び使用上の注意事項等に反した使用、又は盗難、事故、火災、その他天災等により、貸与商品が滅失（修理不能を含む）した場合には、利用者が代替商品の購入代金相当額を負担することとします。

## （苦情対応）

第9条 事業者は、提供する福祉用具貸与サービスについて利用者からの苦情を受ける窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、利用者から苦情があった場合は、迅速かつ誠実に対応します。

- 2 利用者は、いついかなるときにおいても苦情の申し立てを行うことができ、又、苦情の申し立てを行うことにより、事業者は一切、不利益な取り扱いを致しません。
- 3 事業者は、必要に応じて県国民健康保険団体連合会へ苦情の概要について報告し、適切な対応について指示を仰ぎます。

## （福祉用具貸与サービスの提供の記録等）

第10条 事業者は、福祉用具貸与サービス提供の記録等を、契約終了後少なくとも2年間は適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、あるいはその複写を交付します。

2 事業者は、第7条に定めた契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得た上で、利用者の指定する他の居宅介護支援事業者等へ、福祉用具貸与サービスの提供の記録等の写しを交付するものとします。

## （守秘義務）

第11条 事業者は、福祉用具貸与サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても第三者には漏らしません。

2 前項の規定にかかわらず目的外の利用をしないことを条件に、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、居宅サービス事業者又は介護保険施設又は介護サービスの質の向上を目的とした評価機関による審査等に対し情報提供できるものとします。

## （福祉用具の安全衛生の確保）

第12条 事業者は、福祉用具貸与サービスの提供のために準備した福祉用具及びその消毒・保管点検・運搬等について、安全衛生を踏まえて適切な管理を行うものとします。

## （契約外条項）

第13条 介護保険法及びその他の関係法令並びにこの契約書の定めのない事項については、利用者と事業者の協議により定めることとします。

以上